

1-1 4か所目の児童相談所の設置の必要性①〔児童相談所〕

児童相談所

本市では、専門性の確保や緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、市内中心部1か所の児童相談所に対応していたが、虐待相談件数が大幅に増加した。

平成21年度1,606件→平成25年度3,193件
3か所設置を決定（平成26年度）

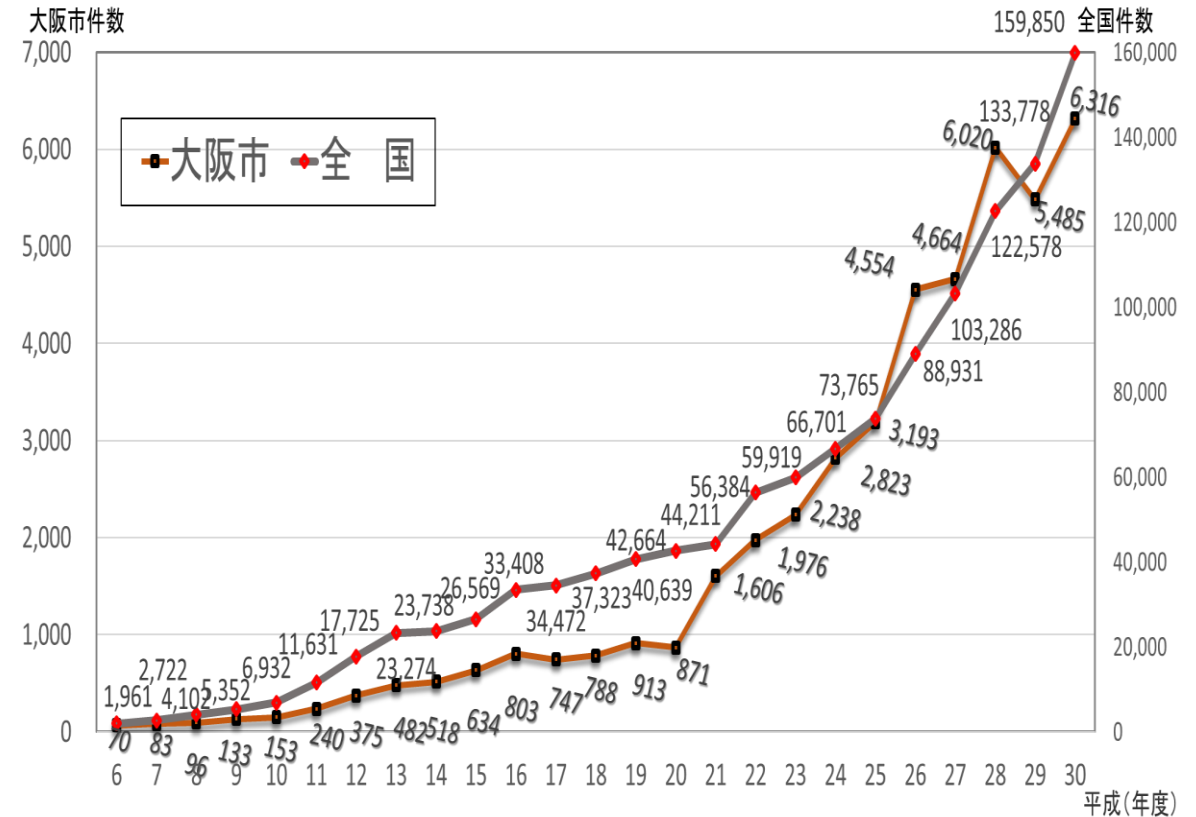
平成28年6月 児童福祉法改正（児童福祉司配置標準の見直し他）
平成30年7月 一時保護ガイドライン
平成30年12月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）
現こども相談センターの建替えを決定（平成30年度）

引続き虐待相談件数の増加
平成25年度3,193件→平成30年度6,316件
児童相談所の増設が必要

【児童相談所増設の効果】

- 迅速な組織判断
- 安全確認が迅速で効率的に
- 区役所等の関係機関との連携強化
- 利用者(市民)の近くになることで、利用しやすい

児童相談所における虐待相談件数の推移 （平成6年度～平成30年度）



(注) 平成29年度の虐待相談件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

1-2 4か所目の児童相談所の設置の必要性②〔一時保護所〕

一時保護所

★ 一時保護児童数が増加傾向にあり、男子・女子学童の定員超過が常態化し、一時保護期間も微増している。必要に応じた一時保護を実施していくために、本市全体の入所定員を増やす必要がある。

★ 「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け厚労省通知）では、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保するため、個室やできる限り良好な家庭的環境の整備が求められている。



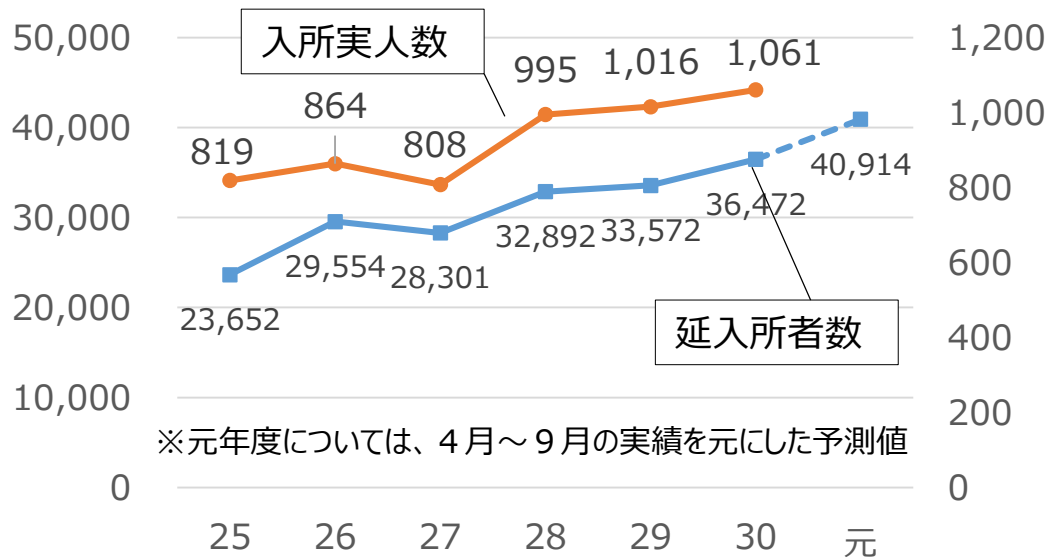
- ① 虐待対応だけでなく、非行・育成相談などに係る一時保護にも十分対応できるようにする。
- ② ユニットケアを導入する。

一時保護所の増設が必要

※ 身柄付き通告への対応も増えていることから、北部こども相談センターに付設する一時保護所と同程度の規模（40名定員：男子学童15名、女子学童15名、幼児10名）が必要。

	4か所目 一時保護所	北部 一時保護所	建て替え後中央 一時保護所	南部 一時保護所	合計
定員 (名)	40	40	60	30	170

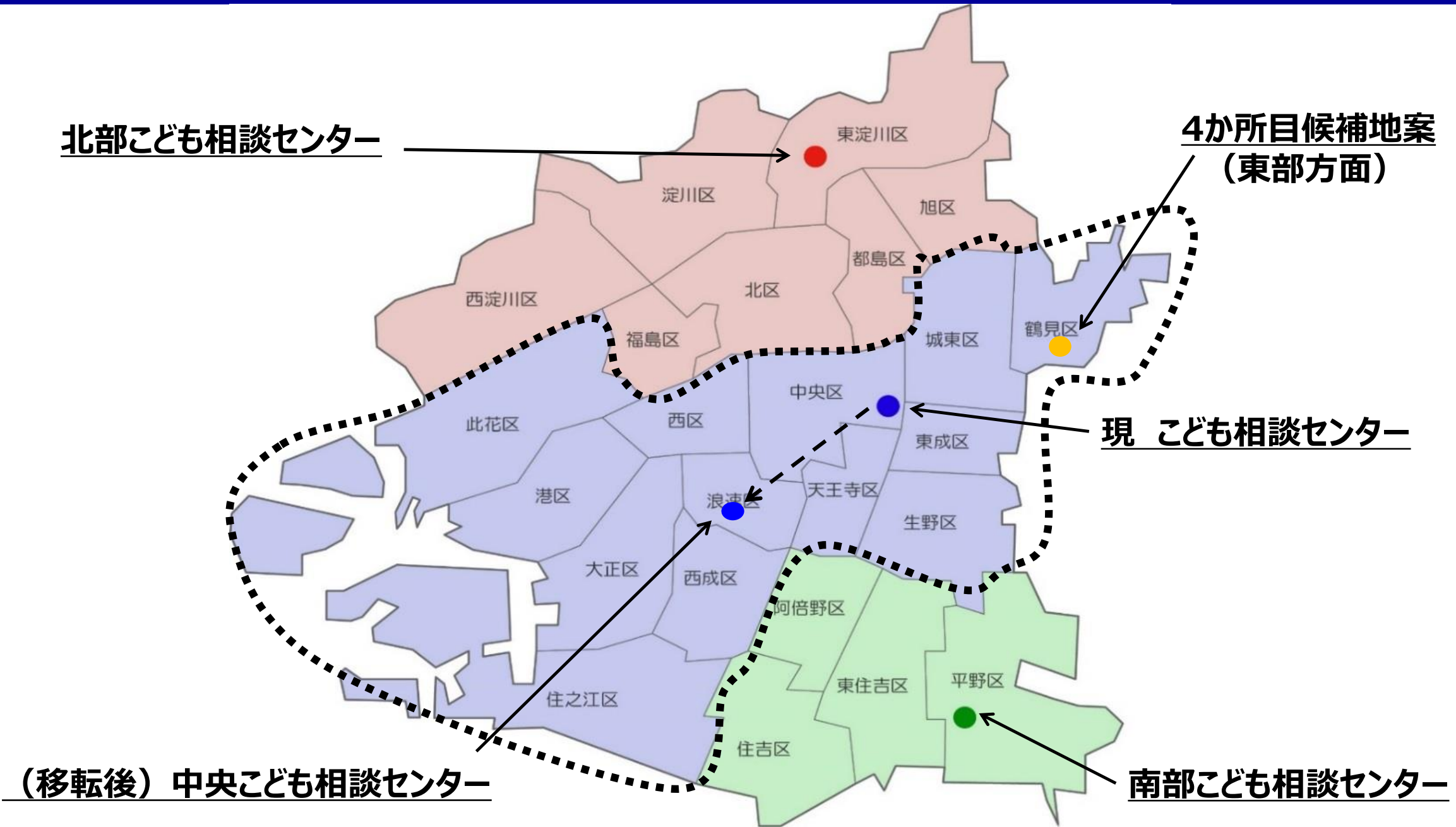
一時保護所延入所者数の推移 （平成25年度～令和元年度）



年度	各施設の 定員数→	中央			南部			(総定員) (100名)	平均保護 日数
		男子 22名	女子 20名	幼児 28名(17名)	男子 10名	女子 10名	幼児 10名		
平成29 年度	平均人数	22.5	23	16.2	12.7	11.1	6.6	92.1	33.8
	最大数	27	30	19	17	18	11	122	
平成30 年度	平均人数	26.2	24.9	15.1	13.4	11.5	9.2	100.3	33.7
	最大数	36	35	26	22	19	16	154	
令和元年 4～9月	平均人数	29.6	25.3	17.7	15.8	11.1	8.9	108.4	36.3
	最大数	42	37	26	24	17	13	159	

※中央の幼児の定員数は28名だが、施設構造上17名定員で運営している。

2-2 現在の児童相談所の位置図及び4か所目候補地案



(参考資料) 4か所の職員体制の見通しについて（付設一時保護所を含む）

★ 児童相談所（一時保護所を付設）を新たにひとつ設置するには100～130人程度の人員体制が必要となる。

★ 昨年度の「児童虐待防止体制強化会議とりまとめ」時の3か所体制では、平成29年度の児童虐待相談件数をもとに試算し、**412人**であったが、直近の平成30年度の児童虐待相談件数をもとに4か所体制で試算すると527人となる。

★ 今後も児童虐待相談件数が増加すればさらに配置すべき児童福祉司と児童心理司数が増えることとなり、職員体制については毎年状況を反映して、見直しが必要である。

児童福祉司配置標準

- ①各児童相談所の管轄区域における人口3万人にひとり
- +
- ②前々年度の児童虐待相談件数による業務量に応じた加算
- +
- ③里親養育支援児童福祉司(各児童相談所1)
- +
- ④市町村支援児童福祉司

児童心理司配置標準

児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置する

3か所体制

平成29年度児童虐待相談件数による試算

	管理職他	児童福祉司	児童心理司	一時保護所	合計	非常勤※2
中央	26	79	26	59	190	39
南部	13	43	13	39	108	19
北部	13	44	15	42	114	19
合計	52	166	54	140	412	77

4か所体制

平成30年度児童虐待相談件数による試算

	管理職他	児童福祉司	児童心理司	一時保護所	合計	非常勤※2
中央	28	53	22	59	162	39
南部	14	53	22	44	133	19
北部	14	51	21	44	130	19
東部(仮) ※1	14	32	12	44	102	19
合計	70	189	77	191	527	96

※1 東成・生野・城東・鶴見区を管轄区として試算

※2 里親包括支援について民間委託を完了した時点（令和12年）での非常勤数

(参考資料) 児童相談所機能強化スケジュール (案)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
(北部) こども相談センター 整備 (新設)	実施設計 /➡ 旧施設解体工事	●————➡ 新設工事		北部開設〔4月〕					
(中央) こども相談センター 整備 (建替え)		➡ 基本計画	➡ 基本設計	➡ 実施設計	●————➡ 建替え工事		〔引越〕	中央建替え 移転〔年度末〕	
(4か所目) こども相談センター 整備 (新設)		〔4か所目 設置場所の決定〕	➡ 詳細検討 管轄区域等の検討 建物規模の調査検証	➡ 基本設計	➡ 実施設計	●————➡ 新設工事		〔引越〕	4か所目開設 〔4月以降〕
(南部) こども相談センター整備	【要検討課題】一時保護所の環境改善や増職員を配置できるようにするため、南部こども相談センターの整備が必要となる。 ・整備手法 (①既存施設の増改築 ②一時保護所の新築 + 児童相談所の改修 ③移転建替え) の検討を早期に行う必要がある。								

※上記ハード整備に伴い、計画的な職員体制強化を並行して行う。